

# 松本市ペレットストーブ購入補助事業

## 交付要件

対象者：市内在住者(事業所含む)・これから設置される方(事前申請のみ)・市税に滞納がないこと  
その他：2月下旬までに検査完了できること・県内事業所又は代理店から購入(建築工務店等からの購入は不可)  
長野県産の木質ペレット燃料を使用する方(上伊那森林組合製造:ピュア1号)  
薪とペレットの兼用のものは対象外

### 補助金申請書提出



### 書類審査(市)



### 事業実施(施工主)



### 実績報告書提出(施工主)



### 検査(市)



### 請求書提出(施工主)



### 支払い(市)

☆交付申請書(様式第1号)の作成  
☆添付書類 ・本体価格の見積書の写し ・設置場所、住宅の位置図 ・設置前写真  
・ペレットストーブのカタログ ・住民票 ・滞納がない証明(市)

☆毎月月締めで書類審査  
☆交付決定(翌月通知を郵送)  
☆予定台数以上の申請があった場合は、抽選となります。  
(抽選を行う場合は、翌月初旬に連絡します。)

☆交付決定書を受理後設置可能  
設置完了後、1週間以内の実績報告書を提出

☆実績報告書(交付決定書に同封)作成  
☆添付書類 ・領収書の写し(本体価格) ・設置後の写真(設置前と比較)  
・県産ペレットの燃料供給に関する協定書写し

☆ペレットストーブの設置状況を確認  
☆補助金確定通知書の送付(請求書同封)

☆請求書作成

※ペレットの使用量等報告書の提出(設置翌年度分から3年間毎年1回提出)